

不正競争防止法第2条第1項第1号、第2号及び第3号に関する申請手続  
について  
(お知らせ)

令和6年11月  
経済産業省経済産業政策局  
知的財産政策室

不正競争防止法第2条第1項第1号、第2号及び第3号に関する関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)又は第69条の13第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 申請

(1) 申請事務の取扱い

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)又は第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請は、経済産業省知的財産政策室に行うものとする。電子メール、郵送による申請も可能である。

① 電子メール

必要書類を下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-chitekizaisan@meti.go.jp

② 郵送

必要書類を下記の住所宛てにお送り下さい。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 宛

電話03-3501-1511 (内線2631)

(2) 申請書類

申請書類は、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成18年経済産業省令第6号。以下「規則」という。)第2条に規定する以下のものとし、提出部数は正本1通とする。なお、一つの商品等表示について複数の事項の経済産

業大臣の意見を求める場合は、事項毎に申請書を別にする。

- ① 規則第2条第1項各号に規定する事項を記載した申請書
- ② 関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）又は第69条の13第1項の規定により申立不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠
- ③ 規則第2条第1項第4号の意見を求める理由を明らかにする資料
- ④ 規則第2条第3項各号に規定する以下の書類
  - 一 申請者が個人である場合にあっては、申請の日前3月以内に作成された戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
  - 二 申請者が法人である場合にあっては、申請の日前3月以内に作成された定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの並びに登記事項証明書（その法人の登記がある場合に限る。）並びにその法人の代表者又は管理人から委任を受けた責任者が申請するときは当該委任を受けたことを証する書面

## 2. 申請書の記載方法

- (1) 規則第2条第1項第3号に規定する「商品等表示の内容」の記載方法は、以下のとおりとする。

申請書の記2の所定の欄に申請書に係る商品等表示（申請者の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。不正競争防止法第2条第1項第1号参照）を記載すること。申請書の記2の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載すること。商品等表示を記載したものとして、当該商品等表示の写真、カタログ等を提出することができる。

なお、参考として、当該商品等表示を使用した主な商品又は当該商品の写真、カタログ等を提出すること。

- (2) 規則第2条第1項第3号に規定する「商品の形態の内容及び商品名」の記載方法は、以下のとおりとする。

- ① 商品の形態の内容

申請書の記2の所定の欄に申請者に係る商品の形態を図示したものを記載すること。この場合、当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でない部分を明らかにすること。申請書の記2の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載すること。商品の形態を図示したものとして、当該商品の写真、カタログ等を提出することができる。

- ② 商品名

申請書の記2の所定の欄に申請者に係る商品の名称を記載すること。この場合、対象となる商品の総称ではなく、個々の品目の型番（例えば、商品の色彩により型番が異なる場合には、それぞれの型番）を記載すること。

なお、参考として、当該商品又は当該商品の写真、カタログ等を提出

すること。

- (3) 規則第2条第1項第4号に規定する「意見を求める理由」の記載方法は、以下のとおりとする。内容が長文にわたる場合は、別添資料「別紙1 意見を求める理由」として提出すること。

- ① 規則第1条第1号に規定する事項について経済産業大臣の意見を求める場合は、申請書の記3の所定の欄に、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること」、関税法第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること」の理由を記載すること。

この場合、商品等表示の内容を具体的に説明し、「商品等表示であること」、「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示であること」、「商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること」、「商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること」等について、それぞれ具体的にその理由を明らかにすることにより、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること」、関税法第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること」の理由を明らかにすること。申請書の記3の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載すること。

- ② 規則第1条第2号に規定する事項について経済産業大臣の意見を求める場合は、申請書の記3の所定の欄に、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、「輸出先の国又は地域において申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること」、関税法第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、「国内において申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること」の理由を記載すること。

この場合、商品等表示の内容を具体的に説明し、「商品等表示であること」、「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示であること」、「輸出先の国若しくは地域又は国内において商品等表示が著名なものであること」等について、それぞれ具体的にその理由を明らかにすることにより、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、輸出先の国又は地域において、関税法第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請の場合にあっては、国内において「申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること」の理由を明らかにすること。

申請書の記3の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載すること。

- ③ 規則第1条第3号に規定する事項について経済産業大臣の意見を求める場合は、申請書の記3の所定の欄に「申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること」の理由を記載すること。

この場合、商品の形態の内容を具体的に説明し、「商品の形態であること」、「申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態であること」、「商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でないこと」、「当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること」等について、それぞれ具体的にその理由を明らかにすることにより、「申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること」の理由を明らかにすること。申請書の記3の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載すること。

- ④ 規則第1条第6号に規定する事項については、輸出又は輸入差止申立てを行おうとする物品が申立不正競争差止請求権者の営業上の利益を侵害すると認める理由を記載すること。

この場合、予想される輸出者又は輸入者の氏名、侵害態様、経緯等を記載するとともに、特に以下の事項を明確に記載すること。

- (a) 輸出又は輸入差止申立てを行おうとする物品が不正競争防止法第2条第1項第1号に掲げる行為を組成する物品（以下「周知表示冒用物品」という。）であると思料する場合には、次の事項

- ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示に対応させた周知表示冒用物品の特定及び説明
- ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示と周知表示冒用物品の表示とを対比して説明した、周知表示冒用物品の表示が不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する「同一若しくは類似の商品等表示」に該当する理由
- ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示を使用した商品と周知表示冒用物品とを対比して説明した、周知表示冒用物品が不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する「混同を生じさせる」商品に該当する理由

- (b) 輸出又は輸入差止申立てを行おうとする物品が不正競争防止法第2条第1項第2号に掲げる行為を組成する物品（以下「著名表示冒用物品」という。）であると思料する場合には、次の事項

- ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示に対応させた著名表示冒用物品の特定及び説明
- ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示と著名表示冒用物品の表示とを対比して説明した、著名表示冒用物品の表示が不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する「同一若しくは類似の商

品等表示」に該当する理由

- (c) 輸出又は輸入差止申立てを行おうとする物品が不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品（以下「形態模倣品」という。）であると思料する場合には、次の事項
- ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態に対応させた形態模倣品の特定及び説明
  - ・ 申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態と形態模倣品とを対比して説明した、形態模倣品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由

### 3. 規則第2条第3項に規定する理由を明らかにする資料

規則第2条第3項に規定する「第1項第4号の理由を明らかにする資料」とは、「意見を求める理由」の根拠となる資料のことである。以下(1)～(4)に具体例を示すような一連の資料を、「別紙2 意見を求める理由を明らかにする資料」と題し、目録を付した上で、別添として提出すること。また、電磁的記録（磁気ディスク、CD-ROM等）に保存したものも併せて提出すること。

- (1) 申請者が規則第1条第1号から第3号までに対応する各不正競争行為に関する不正競争防止法上の請求の主体となり得ることを明らかにする資料を提出すること。
- (2) 規則第1条各号に規定する事項に関する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は弁護士若しくは弁理士が作成した鑑定書を、規則第2条第3項に規定する「理由を明らかにする資料」として提出することができる。
- (3) 規則第1条第1号に規定する「需要者の間に広く認識されている」及び同条第2号に規定する「著名」の判断は、裁判では、商品の性質・種類、取引態様、需要者層、宣伝活動、表示の内容等の諸般の事情から総合的に判断しており、例えば以下のような資料が参考とされている。
  - ① 販売実績に関する資料  
販売額、販売数量、販売機関、販売地域、市場占有率
  - ② 販売主体に関する資料  
会社の規模、従業員の数、支店の数、特約販売店の数、同種商品の販売業者の数
  - ③ 宣伝に関する資料  
商品等表示の使用の態様、ポスター、新聞、テレビ、雑誌等の宣伝媒体への掲載回数、広告宣伝費用、宣伝媒体の規模
  - ④ その他  
アンケート結果、ブランド辞典への掲載
- (4) 規則第1条第6号に規定する「申立不正競争差止請求権者の申立てに係

る侵害の事実を疎明する」ための資料として、特に以下の資料を提出すること。

- ① 輸出又は輸入差止申立てを行おうとする物品が周知表示冒用物品又は著名表示冒用物品であると思料する場合には、以下の資料を提出すること。
  - (a) 周知表示冒用物品又は著名表示冒用物品に係る商品等表示を記載したものとして当該商品等表示の写真、カタログ等
  - (b) 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示を使用した商品と周知表示冒用物品又は著名表示冒用物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法
- ② 輸出又は輸入差止申立てを行おうとする物品が形態模倣品であると思料する場合には、以下の資料を提出すること。
  - (a) 形態模倣品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料）
  - (b) 申立不正競争差止請求権者に係る商品と形態模倣品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法
  - (c) 形態模倣品を輸出又は輸入しようとする者が、当該形態模倣品を譲り受けた時にその物品が申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、申立不正競争差止請求権者から形態模倣品を輸出又は輸入しようとする者に対して発した警告書の写し）